

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、市が行う広報活動の一環と評価できない「団体」に庁舎を無償貸与していることは、行政財産の管理を不当に怠る事実にあたると主張しています。

しかし、本件請求は、財務会計上の行為である財産の管理についてではなく、「団体」を構成する者の活動内容の評価などの非財務会計行為について監査を求めています。

このような、非財務会計行為に係る請求は、財務会計上の行為を対象とする住民監査請求の対象とはなりません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。